協働環境委員会会議録

令和８年１１月６日（金）
（開　会）　　１０：００
（閉　会）　　１１：４１

【　案　件　】
１．協働のまちづくりの推進について

【　報告事項　】
１．第３次飯塚市男女共同参画プラン（素案）の策定について　　（男女共同参画推進課）
２．飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しスケジュールの変更について　　（環境対策課）

○委員長
ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。
「協働のまちづくりの推進について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。
○まちづくり推進課長
「～まちづくり協議会活動・運営指針～第２版　まちづくり協議会と描く飯塚の未来」について、ご説明させていただきます。
表紙を１枚めくっていただいて、右側のページを御覧ください。まず、「次のまちづくりへ―第２版策定の背景と目的―」について、ご説明いたします。
本計画は、平成２５年１０月に作成した「新しいまちづくりに向けて（第１版）」に基づく取組の成果と課題を踏まえ、まちづくり協議会の活動をより持続可能なものとするため改訂し、本年４月に発行したものです。
各地区において、防災活動、地域交流、福祉活動などの実践が積み重ねられ、地区の特色を生かしたまちづくりが進められてきました。一方で、担い手の固定化や高齢化、地区間の温度差、財源の在り方など、新しい課題も見えてまいりました。
また、１２地区まちづくり協議会主催の「みんなのまちづくりフェスタ」をはじめとする取組を通じて、情報共有、互いの活動を学び合う機会が生まれ、地区を越えた連携の可能性や市民協働の広がりも生まれております。
こうした課題と成果を次の段階へつなげ、より充実した協働のまちづくりへ発展させていくことが重要です。第２版では、若年層の参加促進、みんなのまちづくりフェスタを核とした連携の強化、持続可能な組織運営への見直し、情報発信の充実、財源の確保と運営基盤の強化を５つの柱とし、今後５年間の実施方針を整理しました。本計画は、市民と行政がそれぞれの役割を尊重しながら、共に支え合い、学び合い、行動していく道しるべとして作成したものです。
次ページ以降は、５月１８日の同委員会で説明いたしました内容と一部重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。
１９ページを御覧ください。先ほどの５つの柱を重点取組として、具体的に示しています。
「【柱１】若い世代が関わるきっかけづくり」につきましては、次代の担い手育成を見据え、若年層が地域活動に参加しやすい仕組みやモデル事業の実施を進めます。
「【柱２】まちづくり協議会相互の交流・連携の推進」につきましては、まちづくりフェスタや連携事業などを通じて、地区間の交流や学び合いを促進し、取組の横展開を図ります。
「【柱３】持続可能な組織運営への見直し」につきましては、地域課題に応じた効果的な取組を進めるため、助成団体との連携や役割分担を強化し、事業内容の整理と連携の充実を図ります。また、補助金の運用については、固定的な運用にとらわれず、柔軟に対応することで持

続可能な運営体制を構築します。

「【柱４】情報発信の充実」につきましては、活動の見える化を進めるとともに、多様な媒体を活用し、地域活動への関心と参加の広がりを目指します。

「【柱５】財源の確保と運営基盤の強化」につきましては、安定した運営基盤を確立するため、補助金の活用に加え、自主財源の確保や指定管理者制度の導入を検討し、財源の多角化と持続可能な財務基盤の構築を目指します。

今後５年間は、この５つの柱を中心に取組を進めますが、これらは単年度で完結するものではなく、各年度の状況や地域の実情に応じて、継続的に推進してまいります。

以上、簡単ですが、まちづくり協議会活動・運営指針第２版の説明を終わります。

続きまして、「幸袋・二瀬交流センターの指定管理者制度導入後の状況について」、ご説明させていただきます。

１ページ、「１　指定管理者制度導入の経緯」を御覧ください。地域の自治を担う組織である地区まちづくり協議会が交流センターの指定管理者となり、地域課題や住民ニーズに応じた管理運営を行うことで、より一層、地域コミュニティ活動の拠点施設として発展することが可能となります。

さらに、その取組を通じて、まちづくり協議会が組織強化を図り、自主自立した組織になることを目的としております。幸袋・二瀬の２地区のまちづくり協議会は、令和５年４月より指定管理者制度導入に向けた協議を開始し、令和７年７月に一般社団法人の法人格を取得、本年度より両センターの指定管理者となっております。

次に、「２　指定管理施設の概要」を御覧ください。幸袋・二瀬の交流センターの指定管理者は、それぞれ、一般社団法人幸袋まちまちづくり協議会と一般社団法人二瀬まちづくり協議会です。

指定管理期間は、いずれも令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間となっております。

使用料等の取扱いは利用料金制であり、指定管理料は、幸袋は２９２６万７千円、二瀬は３２２１万３千円となっております。

指定管理後の現在の人員体制は、副センター長の呼称の違いはありますが、いずれもセンター長、副センター長、事務員３人の計５人となっております。

次に、２ページにかけて、両センターの令和８年４月１日から９月３０日までの６か月間の利用状況を記載しております。利用者数、利用件数、稼働率、貸館収入額について、前年度同期と比較しております。２ページに記載しております二瀬の利用人数について減少が見られた以外は、利用件数、稼働率、貸館収入額について、全て増加している状況が確認できます。

次に、「４　指定管理者の主な業務内容」ですが、仕様書に記載されている業務のうち、他の指定管理施設にはない貸館以外の交流センターに必要な５つの業務をまとめたものです。

区分としては、「①市民の交流促進」、「②地域活性化」、「③まちづくり活動の支援」、「④生涯学習の推進」、「⑤その他の公益事業」となっており、区分ごとに主な業務内容を記載しております。

次に、「５　利用者アンケート」を御覧ください。実施期間は、令和８年８月１７日から令和８年９月３０日までとなっております。項目の一番下、Ｅの欄が施設全体の総合満足度を５段階評価で表したものであり、幸袋は「３　普通」以上で全体の９７．２％、次ページになりますが、二瀬は９９．４％を占めており、利用者の皆様に満足していただけているものと判断しております。

また、主な意見として、両センターの評価されている点と、改善・充実を求める点について箇条書にしております。指定管理者には、アンケート結果の評価されている点を伸ばしてもらいながら、改善・充実を求める点のうち、改善できるものは適宜取り入れていくよう助言を行

っております。
次に、「６　導入後の主な成果」についてです。指定管理開始から半年が経過し、両センターでは安定的な施設管理の体制が構築されつつあります。導入後の成果としては、指定管理者であるまちづくり協議会が、施設運営と地域行事を一体的に担う体制となったことで、施設の利用案内とイベント情報を関連づけた発信が可能となり、より効果的な周知に取り組んでおられます。
次ページを御覧ください。まちづくり協議会の組織運営の面では、一般社団法人の役員が、センター職員に面談等を通じて、職場の環境の状況把握に努め、また、職員自身にも指定管理者として担う役割や地域のための取組を考える動きが見られます。
今後は、指定管理者だからこそ取り組める事業や運営方法について学ぶ機会を設けるなど、まちづくり協議会の主体的な運営を市が支援することで、制度導入の目的である地域の実情に応じた活動やサービスの充実につながるものと考えております。
次に、「７　今後の課題と市の支援のあり方」についてです。市は、まちづくり協議会が指定管理者として主体的にセンター運営が可能となるよう、適切な支援を行うこととしております。指定管理者の課題に対して、支援項目、その際の市の対応を具体的に示しております。
例えば、下から２番目の「交流センターの平準化」についての課題がございますが、支援項目として「センターへの巡回／定例会議の実施」となっており、その詳細といたしまして、市担当職員による週１回程度の定例的な訪問や、月１回の交流センター係長や指定管理センター長による会議の実施、さらに、指定管理者と生涯学習課、まちづくり推進課の合同会議の開催を行って、意見交換や情報の共有に努めております。
最後に、「８　他交流センターの動向」についてです。現在、庄内地区まちづくり協議会が、令和１０年４月からの庄内交流センター指定管理者制度導入に向け協議を進めているところです。
今後、交流センターの制度導入については、先行地区での成果や問題点などの情報提供を行い、各地区の動向や組織体制等を考慮しながら協議を進めてまいりたいと考えております。
以上、簡単ですが、説明を終わります。
○委員長
説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
○兼本委員
今の案件１－１、一番最初の部分で、数点お尋ねしたいんですが、まず１点目が、１０ページで、まち協イベントで自治会の加入促進に力を入れている事例とかが挙げられておりますが、飯塚市は自治会加入率を向上させるという方針でありながら、効果的な政策がいまだ見えていない状態で、低下しているのが現状ですよね。
その加入促進の責任というのを、地域のボランティア活動に委ねるのには限界があるのではないかと思うんですよ。飯塚市自身が責任を持って取り組む具体的かつ実効性のある加入促進策というのは何なのか、明確な見解を求めたいと思います。協働のまちづくりというお話ですので、当然そこはこの中に入れ込むべきではないかと思っておりますので、お伺いしたいと思います。
○委員長
暫時休憩いたします。
休　憩　１０：１４
再　開　１０：１５
委員会を再開いたします。
○まちづくり推進課長
自治会加入の取組について、現在、飯塚市で行っているものを回答させていただきます。ま

ず、交流センターをはじめとした市内公共施設へのポスター掲示や、のぼり旗の設置、自治会加入促進のチラシの窓口配架、宅建協会等への依頼、小中学校の出前授業などを行っております。

また、市役所窓口でも、転入者に対し、随時加入の案内を行っており、特に転入者が多い年度末及び年度初めの休日開庁日においては、窓口において自治会加入案内ブースを設けて、加入案内を行っております。

なお、今年度より新たな取組として、オンラインを活用した自治会加入の電子手続を開始しております。具体的には、転入者に対し、市役所及び交流センターにおいて、紙媒体で訪問承諾書の提出をお願いし、自治会長が訪問しておりましたが、新たに電子申請による手続が可能となるよう、二次元バーコードをスマートフォン等で読み込み、自治会加入等申込みフォームに必要事項を記載し送信することで電子申請を可能とするもので、加入の手続の簡素化を図っているところでございます。

また、今回の協働のまちづくりの指針につきましては、協働のまちづくりの中でも、まちづくり協議会の活動の運営指針として作成したものでございます。

○兼本委員

運営指針として作られたわけでしょう。協働のまちづくりなんでしょう。飯塚市が、課題点とかをフィードバックしないと、そこを一緒にやっていくという話ではないんですか。おのおの別々に、自治会はこうだ、飯塚市はこうだという形でやっていくんですか。効率悪くないですか。なので、そういった形で、やはり情報の共有化等というのは必要だと思いますので、まちづくり協議会の運営の仕方というのは、当然、飯塚市のこれまでやってきた情報であったりとか、課題点というのは当然付け加えるべきだと思います。

次に、８ページに、自主財源として「自治会からの負担金」というような例示がしてあります。役員体制も自治会長をはじめとする地域役員の兼任によって支えられているところが多いのではないかと思っています。だけども、今言いますように、自治会加入率は年々低下しております。役員の成り手不足は課題ではないのかと思っています。

このまちづくり協議会の土台である自治会が機能不全に陥れば、まち協自体も連鎖的に、財政的、人的に成り立たなくなるのではないのかなと思っておりますが、自治会の衰退がまち協の存在に与える危機について、市はどのように分析し、この運営方針の中で考えられて、もしくは、対策を講じていらっしゃるのか、伺います。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の現在の構成に、自治会が大きく関わっていることについては認識しておりますが、飯塚市のまちづくり協議会を設立した当初の目的といたしましては、自治会にかかわらず広く開かれた組織として、住民が参加できるような地域活動団体として設立したものでございます。

自治会の衰退により、まちづくり協議会に与える影響というものはございますが、まちづくり協議会では、若い世代の参加を促していき、若い世代に地域の活動に参加していただくような取組を―――、市として、自治会の支援と併せまして、若い世代を取り込んでいく取組を行っていきたいと考えております。

○兼本委員

そうすると、自治体の負担金が自主財源になるということは関係ないということですか。自治会に入っていない方もいいということは、これはおかしいのではないのかなと思います。

また、私は同じ質問を、たしか６月にふるさと納税の件で話したときも、部長は同じような答弁されましたよね。まちづくり協議会の予算をもっと増やしてほしいということを言ったときに、それで、ふるさと納税を使えないかという話をしました。そのときに、部長のほうは、民間の助成金や企業の協賛金を、というような話をしました。私はそのときに、いや、何でボ

ランティア団体にそこまで負担をかけなくてはいけないのかというふうに指摘したと思います。
なおかつ、住民というのは既に市税も納めているんですよ。市民税は納めているんですよ。地域でも自治会費を、自治会に入っている方は負担しているんですよ。行政の予算、私は予算不足なので自主財源と言われているのかなと思うんですけども、住民ボランティアが予算不足を補うために、営業みたいなことをして労力を使わないといけないのか、ちょっと理解できません。これは、そうではないのではないかと思っていますけども、このあたりの自主財源の集め方というのは再考していただけませんでしょうか。
結局、今の答弁だと、要は、自治会が消滅したら消滅したで、若い人とか、飯塚市の市民の皆さんが協力、参加できるようなまちづくり協議会というのを考えられていらっしゃるんでしょう、今の答弁があるということは。であるならば、このあたりの自主財源の、こういうことを書かれると、やはりまちづくり協議会のボランティアの皆さん、大変だと思いますよ。このあたりを再考していただけないかと思いますが、部長どうでしょうか。
○市民協働部長
質問委員が言われます自治会の加入率の低下に伴った―――、これが大きな、今回の質問の要点だと思います。先ほど担当課長が答弁しましたように、まちづくり協議会につきましては、平成２５年に１２地区が設立しました。その当時から、昨今の自治会の状況は、将来的にどうなるかということを見据えた上で、このまちづくり協議会を設立いたしております。当然、自治会が今、こういう形で加入率が低下しまして、自治会の財政的な財源不足とか、また、担い手不足、これはもう十分に認識いたしております。
今、担当課長が答弁しましたように、それをまち協の大きなくくりの中で、各まちづくり協議会には当然、自治会が主な、大きな参画団体で入っておりますので、そこと一緒に融合しながら、財源的な部分につきましても話合いをしながら、まちづくり協議会の大きな地域のくくりと、また、地縁になりますので、一番身近な自治会の組織と、そこら辺が一体的に連携できて、そして、その地域のコミュニティーが今後も維持できていくような取組を、我々は今後も推進していく必要があると思います。
それから、自治会の負担金の関係でございますが、これにつきましては、まちづくり推進課のほうから自治会のほうに、まち協に負担してくれとか、そういう話は私の過去の記憶からいきましても、ありません。当時、いろいろまち協の中で財源的な部分、当然、まち協の補助金を市が交付していますが、その中で、各まち協によって、自治会が負担している金額なり、また、そこら辺の仕方についてはそれぞれ異なっておるというふうに認識しておりますので、これつきましては、まち協の中で、財源的な構成をつくる上で、皆さんでお話合いをしながら、当初からそういう形で予算を組んでいるという形で認識いたしております。
○兼本委員
当初からというか、自主財源というのは、まだまだ先の話ではないんですか。なので、あんまりこういうのを入れると、多分、批判が来ると思いますよ。そこだけ指摘しておきます。
次に、自治会の担い手の話になるんですけども、今、自治会の解散とか消滅というのは多いと思うんですよね。そうすると、自治会が担ってきた防犯灯の管理とか、広報の戸別配布といった行政事務の維持というのが問題になってくると思います。６ページで、自治会で対応できないことは協議会で対応―――、スケールメリットを理由に、もしかして、消滅した自治会の肩代わりや責任をまちづくり協議会に転嫁するということは考えていませんですよね。そこはちゃんと市として線引きしていただいて、市の責任の中でやっていくということで、よろしいんですよね。
○まちづくり推進課長
６ページの４に、「交流センター単位でのスケールメリットを発揮」という欄で、自治会が、高齢化によって地域活動が難しい場合において、それは地域課題の一つであるというふうに認

識しております。そういった中で、協議会に全てを背負わせるのではなく、協議会の中の地域課題の一つとして捉えていただいて、何かそういった支援ができるようなものがあれば発揮していただきたいという思いで、ここに記載させていただいたものでございます。
○兼本委員
　そうすると、これの別冊か何かがあって、こういう場合には飯塚市はこういうことをやります、それ以外に、まちづくり協議会がプラスアルファできることは何かを考えていただきたいとかいうような提案があるということでよろしいんですかね。
○まちづくり推進課長
　委員も御存じのとおり、飯塚市には「飯塚市協働のまちづくり推進条例」というものがございます。その中でそれぞれの役割に応じて、協働のまちづくりをしていこうという条例がございますので、現時点におきましては、別冊でそういったものを作成することは考えておりません。
○兼本委員
　ぜひ作ってください。市民の方は分かりませんよ、どういうことをやっていいかとか。自治会がなくなりました、街灯代を集金できません、そういう課題は当然、飯塚市と同じようにお持ちになられると思います。だけども、協働のまちづくりですから、飯塚市が何をやっているか、それは当然、住民の皆さんに情報共有するのが必要ではないかと思っておりますので、そういう形のものを作っていただかないと、このまちづくり協議会の活動というのが、市の皆さんが考えられているような理想に近づかないのではないかと思いますので、しっかり考えていただきたいと思います。
　次に、７ページに、「地域の困りごとに合った使い方ができるよう、協議会ごとの自由な工夫が可能」となっています。協働環境委員会ですから、一つ例えますと、高齢者の生活課題と、ペットの過剰繁殖問題などが飯塚市でも実際あると思います。これは福祉部と環境部が恐らく絡んでくるような形になってくると思います。現在、市の既存の施策ではカバーし切れていないのではないかと思います。そういった地域課題が存在しているんです。もしくは、存在してくることがいろいろ出てくると思います。このような縦割りではなく、横の連携を必要とし、今までに前例のない課題とかが出てきた場合、まちづくり協議会が解決事業を企画した場合に、市はこれを地域の事情に応じた取組として、補助金交付の対象と認めるのか、お伺いいたします。
○まちづくり推進課長
　８ページに、「補助金の対象となる経費」を定めております。委員が言われるとおり、地域の課題については様々であると思いますので、こうした対象経費の例を見ていただきながら、地域で協議をしていただいて、その部分に補助金を充てるということであれば、対象の経費に含まれるのかどうかを、市と協議しながら進めていただきたいというふうに考えております。
○兼本委員
　逆じゃないすかそれ、地域から課題があったら、市がそこに入って、「こういう課題はこれに当てはまるから大丈夫ですよ」と言ってもらわないと。そこまで住民がやらなくてはいけないんですか、ボランティアで、と思います。
　次に、今のに関連するんですけど、例えば、さっき言った多頭飼育問題、それから、ごみ屋敷とか、管理不全空き家とかありますよね、各地域には。これが地域課題に上がりましたとなったときに、このページ８ページの補助対象外経費に、「特定の団体や個人の利益に偏るもの」は駄目という形になっていますよね。そうすると、これは放置したままにしておくと、地域全体の衛生悪化や福祉崩壊につながる深刻な地域課題になってくると思うんです。そういったもの、表面的には特定個人への支援とみなされるかもしれないけども、公共性と私的利益の境界等について、統一的な判断基準とかいうのがあるのかないのか。なければ、そういった基

準をつくっていただかないと、課題にならないのではないかと思うんですけども、どのようにお考えなのか、お伺いします。
○まちづくり推進課長
　今回お示しさせていただいている指針は、現時点での補助対象となる経費を基準として定めたものでございます。先ほど委員の言われました、前例のないような取組について、今後地域が取り組みたいとお話しされた場合につきましては、市と協議しながら、補助金の対象となるかどうか検討してまいりたいと考えております。
○市民協働部長
　質問委員が言われます地域課題につきましては、先ほど言われました一般質問等でも、ごみ屋敷の問題もかねてから言われていますし、猫の問題もございます。地域課題という部分につきましては、本当に公として行政がやるべきものと、地域の、質問委員が言われますボランティア的に、補助金の中で実践していくことと、そういうのは明確に区分けした中で、そういう流れをつくっていった上で、市がやること、まちづくり協議会がやることというのは、やはり明確にしていく必要があると思います。
　そういった意味において、先ほど来課長も答弁しておりますけど、地域に入って、やはりそういう課題が何があるか、その上で、それは本当に持ち帰って行政がするべきか、そういうのをフィードバックしながら、やはり今後も地域課題の解決に向けては協働してやっていく必要があるというふうに考えます。
○兼本委員
　ということは、今言ったところというのは、大半は予算がついてないところなんですよ。ぜひ予算をつけていただければ、こういう問題は生じないと思いますので――――。これは地域課題になっています。市長、どうか予算のほどよろしくお願いいたします。
　次に、７ページの「人的支援」で、担当職員が行政とのパイプ役を担うと記載されています。先ほどからお話したような、一部署に限らず、いろいろな部署にまたがるような課題がもし起きたときに、まちづくり協議会のスタッフが動くと、たらい回しにされるのではないかというように危惧されていますし、実際に、これまでもそのようなことがあったということを聞いております。ここに関して、担当職員の方が一体的にコーディネートをしてくれるような計画というか、こういう問題が生じたときに、そういう形で行っていただけるのかどうか、お伺いいたします。
○まちづくり推進課長
　７ページの「人的支援」のところにも記載しておりますとおり、現在交流センターには、センター職員、市の職員と指定管理職員の２通りがございます。市の直営の施設であれば、センターの係長がおりますので、その職員が間に入り、ほかの関係部署との連絡調整を現在でも行っているところでございます。また、指定管理のセンターにつきましては、今、まちづくり推進課の中に指定管理推進担当が２名いますので、巡回しながら、その分の調整を行っているところでございます。
○兼本委員
　それはうまくいっているということで認識していてよろしいんですか。連携がうまくいっているということでよろしいんですか。
○まちづくり推進課長
　そのように認識しております。
○兼本委員
　ぜひ、今後ともよろしくお願いいたします。
　次に、まち協の構成員の謝礼や報酬が補助対象外とされています。今の話をずっと聞いていくと、組織運営の高度化や指定管理への移行とかに伴って、まちづくり協議会の事務局機能の

負担というのが、そのボランティアの限界を超えていくんじゃないかというふうに考えています。担い手を確保して、組織を維持させるためには、実務を担う人材の人件費や事務従事対価を補助対象として認めるほうがいいのではないかと。要は、有償ボランティアとして認めるほうがいいのではないかと考えますけども、市の見解を伺います。

○まちづくり推進課長

現在、まちづくり協議会の事務支援については、直営のセンターであればセンター職員がしておりますし、指定管理職員も同様の業務を指定管理業務として請け負っております。

個別の役員の方への謝礼金につきましては、現時点では、８ページに記載しておりますとおり、対象外というふうに考えております。

○兼本委員

そのあたりは各地域によって違ってくるとは思いますので、今後の活動の範囲内において、それでいいのかどうかというのは研究していただければと思います。

次に、１４ページの「スクラップ＆ビルド」と書いてあるところで、補助金の効率化として、スクラップ・アンド・ビルドを求めているという形になっていますが、長年続く地域事業の廃止とか縮小というのは、役員さんに対して過大な心理的負担を強いるのではないかと思うんですよね。地域を納得させないといけないという形になりますでしょう。

そこで、市として事業見直しの客観的評価基準や、また、例えば、これもやめたほうがいいよというような廃止に向けたガイドラインというのを提示するとか、住民とボランティア役員さんとの間の摩擦の責任を全て任せるのではなくて、市としても一緒に対応できるというようなことは考えていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○まちづくり推進課長

スクラップ・アンド・ビルドで、スクラップする際のガイドライン、基準を市で定めたほうがいいのではないかというご意見だと思います。そこにつきましては、やはり１２地区、様々、いろいろな地域課題がございますので、スクラップするものや新しい取組については、まちづくり協議会の内部でしっかりと協議していただいて、決めていただきたいと思っております。

ただ、その全てを協議会のスタッフの方に担わせるのは難しいのではないかというご意見も頂いておりますので、そこはセンター職員が間に入って、そういった計画がうまく成り立つように支援していきたいというふうに、今考えております。

○兼本委員

結局、ボランティア任せということですか。飯塚市としても、この事業に対するＰＤＣＡというのがあるわけじゃないんですか。住民だけにはさせて、飯塚市はしないんですか。一緒にやっていきましょうよという話じゃないんですか、これ。そこを全てボランティアに負担させるというような答弁のように聞こえたんですけども、それはちょっとひどいんじゃないかと思います。

○まちづくり推進課長

回答に、少し言葉が足りなかったと思うんですけれども、交流センターの職員は、市のまちづくり推進課の職員でございますし、私どももそういった、地域でやりたい取組があれば、一緒に考えて、できる方法を考えていきたいというふうに考えておりますので、そこは市とまちづくり協議会と一緒になって考えて、協働のまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

ですので、何かしらの、やる・やらないのガイドラインというのはある程度決めていただければなと思っておりますので、今後５年間やっていく事業の中で、考えていただければというふうに思います。

次に、若い世代の参加促進というのを強調されていますけども、若い世代というのは、平日

の会議の出席とか、先ほど言われた紙ベースの事務手続というのは、すごくハードルが高いんじゃないかと思います。
　そこで、若年層が負担なく参加できるよう、会議のオンライン化や事務のデジタル化に対する具体的な支援があればいいのではないかと思いますが、そういったことはお考えでしょうか。
○まちづくり推進課長
　委員が言われるとおり、若い世代が会議体に出席するには、昼間の仕事等もございますので、私が知っている限りにおきましては、地区の役員会など、協議が行われる際には、少し時間を遅めの設定にされて工夫されている地区があるのは認識しております。
　また、オンライン化につきましては、コロナ禍で経験を積んでおりますので、そういった手法については、今後、交流センターを通じて、そういった導入についても検討してまいりたいと考えております。
○兼本委員
　よろしくお願いします。オンラインのときには、たしか、お金がかかりますよね。無料の時間と有料でやるときとで――、たしか、お金がかかるんですよ、有料でやる場合。時間も自由に使えて、という形でやると。なので、そのあたりも、多分そういう形になってくると、月に何回かあるかもしれませんので、その状況を確認していただいて、支援のほどよろしくお願いしたいと思います。
　次に、２１ページの「成果の見える化」というところで、多くの目安や自己評価の提出というのを求められています。これは、役員がその書類作成をしていくんですか。そうなると、負担がまた今以上に膨らむおそれがあるのではないかと思っています。
　市民活動を管理するための事務作業が増えていくということは、非常に――、無償でやってくれというわけでしょう、ボランティアも。そうなってくると、ここがどうなのかなと思っていますし、市は地域に提出を求める帳票の簡素化とか、削除に取り組むお考えというのがあるかどうか、お伺いいたします。
○まちづくり推進課長
　先ほどの説明にもございましたが、実際の事務的支援については、交流センターの職員が行っている状況もございます。まちづくり協議会の皆様にお伝えしたいのは、そういった現場の声である成果であったり、効果であったりするところを、協議を通じて、センターの職員に伝えていただいて――。活動の成果シートを作る際に、そういった現場の声をきちんとセンター職員に伝えていただきたいと考えております。
○兼本委員
　分かりました。やはり、そういったことというのが、今後、まちづくり協議会とか、今のこの案件とか、提出される形になるんですかね。こういう形で今後５年間進めていきますというような形で、今日の提出資料みたいなのは出されるのであるなら、もう少し分かりやすくしてもらったほうがいいのではないかと思います。
　市民はこういうことをやってください、あとは、行政はこういうことをやりますというところを分けていただいたほうがいいのではないかと思いますので、検討のほどよろしくお願いいたします。
　次に、指定管理者と法人格取得の件なんですけども、指定管理者になるに当たって、地方自治法を読んでみたんですけど、任意団体でも受託は可能ではないかというふうに私は考えたんですが、間違えていたらごめんなさい。任意団体で問題ないのではないかというふうな考え方でいきますと、行政が一般社団法人の設立を前提とした理由というのは何なのか、よく分からなかったので、ここをちょっと教えていただきたい。
　任意団体のまま受託運営する場合と比べて、法人化しなければ絶対できなかった業務とは具体的に何なのかというところをお示しいただけますでしょうか。

○まちづくり推進課長
　飯塚市が、今回、交流センターの指定管理者制度導入を進めている目的といたしましては、地域の方が交流センターを運営することで、交流センターの機能が向上すること、そして、併せまして、そういった取組を通じて、まちづくり協議会が組織強化を図って、自主自立した組織になることを目的としております。
　そうした中で、法人格を取得することも推進しているところではございますが、先ほど委員がおっしゃったとおり、指定管理のガイドラインには、任意団体でも指定管理者になることができるというふうになっております。今回、二瀬、幸袋地区におかれましては、法人化をするに当たって、地域のほうで、個人の責任にならないよう、組織として責任が担えるように協議されて、自分たちで法人化したいということを言われましたので、私たちもそれになり得る支援をしたところでございます。
○兼本委員
　では、指定管理の制度と法人化というのは別々に考えていいということでよろしいんですね。
○まちづくり推進課長
　そのとおりでございます。
○兼本委員
　例えば、法人化しました、一般社団法人になりました、一般社団法人は、たしか、２年に一度役員の変更登記とかをしなくてはけないと。それから、この間のサンビレッジ茜ではないですが、運営が行き詰まって、解散、清算結了といったような形になってくると、非常に手続が大変だと思います。
　なおかつ、定款に、一般社団法人ですから、最終的に財産は、例えば、飯塚市になるというような形になってくるのではないかと思うんですけども、そういった場合に、地域住民が集めたお金ですよね。先ほど言われたように、自主財源とかがあれば、地域の住民が集めたお金じゃないですか。それを飯塚市に寄贈するというような形になるのは、非常におかしな話ではないかと思うんですよね。
　このあたりの整合性をつけた、法律との関係というのは、一般社団法人を設立するというので当然お考えになってあると思いますが、どのようにされるのか、お伺いしたいと思います。
○まちづくり推進課長
　先ほどの、仮に利益が、財産が残った場合に、法人を解散される場合については、国であったり、地方公共団体のほうに贈与するものというふうに現在の一般社団法人の定款でもなっております。そこにつきましては、法人化される際、二瀬、幸袋にはきちんと確認を取って、指定管理を受けるから法人化して、もし指定管理をやめたときに、法人化をやめればそういったことがありますよということもきちんと説明いたしまして、法人化していただいております。
　今後、ほかの交流センターで、地区のまちづくり協議会が法人化される際にも、その点もしっかりと説明して、判断していただきたいというふうに思っております。
○兼本委員
　ということは、つまりはやはり飯塚市に帰属してしまうという形になるということですよね。当然定款の―――、そういうことですよね。だから、法人なりをやめて、地域の任意団体となって運営していこうとした場合としても、飯塚市に財産は行ってしまうというデメリットがありますよということですよね。
　だから、一般社団法人をやめて、地縁団体として、例えば、株式会社、個人企業のＡにしたときには、この一般社団法人Ａという会社の財産は飯塚市に寄贈します。次に、法人なりをやめた地域が、地縁団体として行っていくっていうときには、そのお金は、もともとあったのは引き継げないから、また一からやり直しというような形になるというデメリットがあるということは、きちんと説明されるということでよろしいですかね。

○まちづくり推進課長
　そのとおりでございます。
○兼本委員
　そこがいろいろ問題があると思うので、よろしくお願いします。
　あともう一つが、例えば、青少年の育成事業や地域活動、センター運営において、これには小さいお子さんからご老人の方まで参加されるわけですよね。そうすると、万が一、死亡事故などの重大事故が発生しました、以前お伺いしたときは、損害賠償保険は入ってもらいますので、というような話があったと思うんですけども、損害賠償保険額というのは数千万円から１億円規模ぐらいの範囲だと思うんです。それを超えた請求がされた場合というと、保険だけでは当然賄えませんよね。
　さらに深刻なのは、飯塚市も青少年健全育成会連絡協議会の問題というのがありました。要は、何かしらの深刻な犯罪行為であったり、重大な不祥事が発生した場合です。これは故意の不法行為でありますから、損害賠償保険やボランティア保険というのは一切適用されないはずなんです。にもかかわらず、一般社団法人に組織化すると、民法第７１５条の法人としての使用者責任に加えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１７条の規定により、配置や監督の不備といった過失を理由に、例えば、ボランティアで就任してある理事個人に、要は、巨額の損害賠償責任が発生してしまうわけなんです。こういった場合がなければ全然問題ないんですけど、あるかもしれないわけですよ。こういった場合の対策というのはどのようにされているのか、部長、もし見解があればお示しください。
○市民協働部長
　質問委員が言われます不祥事、また、事故による死亡、いわゆる賠償責任の範囲のお話だと思います。指定管理者には当然、法人としての保険にも入っていただいております。また、これは指定管理者といえども、施設的には公共施設でございますので、最終的に市の所有となっています。瑕疵の状況とか、それから過失の状況、そこら辺の部分で最終的には判断する必要があるという形で、まず考えております。
　理事に責任が及ぶという点につきましては、我々もそこはなるべく指定管理者の理事にそういう形には当然ならないようにやっていきたいという認識はございますが、その事象によって、法的見解を含めて、その都度その都度、そういう部分の対応を考えていくと。最終的には、市としては、指定管理者を指定して運営していただいているという点については変わりないという部分で、責任の所在についても、弁護士の法的見解の中で、我々としましては、なるべく事故も不祥事も起こらないような形で、通常、指定管理者についても情報交換しながら、情報共有して、やはりセンターを適切に管理運営していただきたいというふうに考えておりますので、引き続き、それにつきましては協議しながら、いい方向に進めていきたいと考えております。
○兼本委員
　実際に、児童クラブの問題もそうですけども、当事者に最初、損害賠償請求が行ったんですよ。払えるお金じゃないんですよ。じゃあ飯塚市としたときに問題になったのは、運営主体なのか、どちらが主体としてやっていくのかというのが問題になりました。このあたりをはっきり明文化していただいとかないと、リスクしかないではないかと考えています。
　そうすると、やはり受けるほうも怖くて、もう次から受けられませんという話になりますからね。そのあたりの責任というのは、当然法律に抵触しない範囲でしなくてはいけないですし、しっかりと法人化される団体さんがあるのであれば、そのあたりはしっかりと説明して承諾していただかないと、必ず理事長さんに使用者責任が来ますからね。そうすると、そこに損害賠償請求が起こった場合どうするのかという話になってきますよ。皆さんボランティアで、善意でやられているわけですから。そういった負担を踏ませないようにというのは、一番大切なところではないかと思っております。

最後に、この中身、この指針全体を見ていると、地域住民とかボランティア役員に対しての義務とか、法的、金銭的なこととか、細かに要求されているんですよ、飯塚市はまちづくり協議会に対して。ただ、残念なことに、市自身が具体的に何を担い、どう責任を果たすのかという、具体的アクションや責務が抜け落ちているように感じます。

要は、書かれているのは、市はパイプ役を担うとか、寄り添った伴走支援といった、抽象的なスローガンしかないんですよ。例えば、自治会が崩壊した際の行政事務をどうしてやっていくのかとか、今話した重大事故、不祥事における公的保証とか、庁内の縦割りを廃止して、どうやってそこをコーディネートしていくのかというようなこととか、そういったものが、先ほどから私も要望させていただきましたが、何一つ示されていないように感じております。

協働とうたうのであれば、片方だけに――――、この形だったら下請みたいな感じに見えるんですよ、まちづくり協議会が。行政の代わりに、下請としてやっているんじゃないのというふうにしか見えないので、やはり、協働ということは対等な立場でやっていくわけでしょう。そうすると、やはり対等な形でのものをつくっていただきたい。そこを再度検討していただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休　憩　１１：０３

再　開　１１：１４

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

（　な　　し　）

次に、議題全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○鯉川委員

それでは、前回の委員会のときも質問させていただいたと思うんですが、公共交通について、何問か質問させていただきます。

まず、前提となる現状認識について伺います。このことは、前回の委員会のときにもお尋ねしましたが、平成２４年の予約乗合タクシー開始当初、市は中心市街地は公共交通が充実しており、不便ではないと判断されました。この時点では、高齢者の方にとっても利用しやすいという福祉的な面は考慮されていたのでしょうか。

また、本年６月には、中心市街地の核であった「ゆめマート」が閉店し、１５年前と比べても、高齢化も著しく進んでおります。歩いて買物ができていた高齢者が日常の買物を奪われ、バスの利用も難しくなってきている現在の状況におかれましても、市はなお、中心市街地と言われる立岩、飯塚・片島、そして菰田の、この３地区を交通が不便ではない地域と言い切られるのでしょうか。現在の明確なご認識をお聞かせください。

○地域公共交通対策課長

委員ご質問の予約乗合タクシー導入時に、中心市街地を対象とした際の福祉的な考慮につきましては、当時から、高齢化が進み、交通弱者の多くは高齢者であるという認識は持っておりましたが、前回の委員会でもご説明いたしましたとおり、民間交通機関の充実と民間交通事業者への経営的な影響を踏まえ、地域公共交通協議会において、運行の対象外としております。

また、現在の状況におきまして、中心市街地は交通が不便ではない地域と言えるかどうかということにつきましては、民間路線バスや鉄道の運行状況だけを見ますと、予約乗合タクシー運行開始時である平成２４年度と大きな差というのはないのではないかというふうに考えておりますが、本年６月にゆめマートが閉店したことにより、買物の環境については、少なからず変化しているというふうに認識しております。

○鯉川委員

郊外よりはましだろうという相対論で、現実の買物難民化から目を背けないでいただきたい

と思います。
　では次に、地域公共交通協議会で、３地区を対象外と決定したとのご説明がありましたが、協議会の事務局を務めているのは市役所自身であります。１５年前の判断をそのまま放置し、ゆめマートの閉店など、買物の環境が激変していること、さらには、市自らのアンケートで、中心市街地に行ける場所を増やしてほしいという要望が２１．９％も出ている事実がありながら、市はこれまで協議会に対し、この３地区への運行開始や見直しを再議題として、自ら提案されたことがあるのでしょうか。もし、提案していないとするならば、その理由をお答えください。
○地域公共交通対策課長
　中心市街地となる３地区につきましては、これまで地域公共交通協議会において、市から予約乗合タクシー運行の開始や見直しについて提案したことはなく、委員の方からも特に提案等はなかったというふうに認識しております。
　また、理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、民間交通機関の状況が、予約乗合タクシー運行開始時と大きな変化がなかったことから、これまで提案には至っていない状況でございます。
○鯉川委員
　今の答弁で、委員からの提案等はなかったとおっしゃいましたけども、確かにそうかもしれません。しかしながら、市民からの声はあったはずですので、市のほうから議題に上げることはできたと思います。協議会は過去の決定を守る場ではなく、時代の変化に対応する場でなくてはならないと思います。
　では次に、前回の質疑において、部長から、利用者の８割以上が高齢者であり、福祉的な面も考慮し、関係部署とも連携しながら検討するとの心強いご答弁をいただきました。単に、バスやタクシーの路線維持という交通論だけで捉えると答えが出てきません。地域公共交通対策課だけでなく、高齢者支援課などの福祉部局が持つ要介護予備軍の買物・通院実態のデータを共有し、タクシー利用助成券の発行なども含めた、交通と福祉の全庁的な枠組みで検討を進めるべきと考えます。
　全国的に見ましても、高齢者を対象としたタクシー利用助成を行っている自治体もたくさんあります。飯塚市におきましても、高齢者の社会参加と生活の質を向上させる支援として、こうした新たな施策について検討すべきではないでしょうか。見解をお聞きいたします。
○地域公共交通対策課長
　全国の事例といたしまして、福祉施策としてだけではなく、デマンド交通の代わりに、高齢者を対象としたタクシー利用助成を行っている自治体もあり、交通施策の一つの手法になり得るというふうに考えております。
　本市におきましては、現在、地区内輸送として、予約乗合タクシー、エリアワゴン、そして、地区間輸送として、コミュニティバスの運行を行っておりますが、今後、民間交通事業者と協力しながら交通弱者対策を推進していく上で、こうした手法については検討材料の一つになろうかと思います。
○鯉川委員
　ぜひとも飯塚市においても、こうした交通と福祉の施策を進めていただきたいと思います。そのためには、先ほど申しましたとおり、全庁的な枠組みでの検討が必要だと思います。
　そこでですが、今後、全庁的な検討会議体、プロジェクトチーム等を立ち上げるご予定はあるのでしょうか。
○地域公共交通対策課長
　全庁的な検討会議体につきましては、今のところ設置の予定はございませんが、今後、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

現時点におきましては、まずは地域公共交通対策課において、民間交通事業者へのヒアリングや他自治体の事例調査などを進めていきまして、必要に応じて、関係部署への情報共有や意見聴取などを行っていく予定としておりまして、検討会議体の設置にかかわらず、関係部署との連携を図ってまいりたいと考えております。

○鯉川委員

それでは次に、今後のタイムスケジュールについてお尋ねいたします。前回の質疑で、部長のほうから、中心市街地における民間タクシーとの協働によるデマンドタクシー運行を含め総合的に検討するという、極めて前向きなご答弁をいただきました。市民の切実な声を、現状を受け止めていただいた姿勢は高く評価するものであります。

しかしながら、令和１０年度の計画策定まで残された時間は限られております。ただ漠然と検討するのではなく、令和１０年度の運行開始に向け、いつまでに実態調査を行い、いつまでに協議会へ諮り、いつ試行運転を行うのか、具体的なタイムスケジュールとロードマップをどのように想定されているのか、お聞かせください。

○地域公共交通対策課長

令和１０年度の運行計画策定に向けたスケジュールにつきましては、現在、利用状況や利用者ニーズを収集するとともに、中心市街地を含めたコミュニティ交通施策について、福岡県の事業を活用した学識経験者や専門家への意見聴取、民間交通事業者へのヒアリング、他自治体の事例調査など、調査研究を行っているところで、今年度中に集約する予定としております。

また、令和９年度に入りまして、６月頃に市民アンケートの実施を行う予定としており、９月頃までに、利用状況や利用者ニーズアンケート結果等のデータ整理と分析を終わらせまして、途中経過を地域公共交通協議会に諮ることを想定しております。

その後、分析結果や調査研究結果を踏まえた基本方針、目標、実施施策を策定いたしまして、１２月頃に最終的な新たな交通体系と運行計画について地域公共交通協議会に諮り、決定する予定としておりまして、その後、運輸局への許認可申請等を経て、令和１０年４月から運行を開始することとなります。

○鯉川委員

課長のほうから、令和１０年４月からの本運行に向けた具体的なスケジュールとロードマップをお示しいただきました。調査研究からアンケート、協議会への諮問、そして許認可申請に至る手順を明確に答弁された点については、現状解決へ向けた前向きな姿勢として受け止めたいと思います。

しかしながら、忘れてはならないのは、ゆめマートの閉店や高齢化の進展により、中心市街地に住む高齢者や交通弱者の皆様の日々の買物や通院という切実な悩みは、まさに今現在進行形で起きているということでございます。

令和１０年度の本格運行を待つ間にも、市民の生活は続いていくわけでございます。今回示されたスケジュールを単なる手続の工程表に終わらせるのではなくて、以下の３点について、強く要望したいと思います。

１つ目として、令和９年６月に予定されております市民アンケートや実態調査においては、単に交通手段の有無だけではなく、福祉部局としっかり連携し、買物難民化している実態や外出を諦めている高齢者の声を正確に反映させる調査内容としていただくこと。

２つ目として、交通論だけに終始せず、高齢者支援課などの福祉部局と密にデータを共有し、交通と福祉を融合させた実効性のある交通施策、タクシー利用助成の検討等を、全庁を挙げて、スピード感を持って具体化していくこと。

３つ目として、令和１０年の本格運行を待つだけでなく、状況に応じて、計画策定の段階から柔軟に試行運転などを取り入れ、少しでも早く現場の課題解決を図ること。

協議会は、先ほど申しましたけども、過去の決定を守る場ではなく、時代の変化や市民の声

に対応する場でなければなりません。市が主導権を持って協議会を引っ張り、中心市街地を含む全ての市民が安心して暮らし続けられる地域公共交通網の構築に向けて、全力で取り組んでいただくことを強く期待いたしまして、私の質問を終わります。
○委員長
ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。
お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から２件について報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。
「第３次飯塚市男女共同参画プラン（素案）の策定について」、報告を求めます。
○男女共同参画推進課長
第３次飯塚市男女共同参画プランの素案について、ご説明いたします。初めに、資料２「第３次飯塚市男女共同参画プラン（素案）」により、計画の位置づけ、期間及び策定体制などの概要をご説明し、その後、資料１「第３次飯塚市男女共同参画プラン体系（案）比較表」の体系図により、現行プランからの主な変更点をご説明いたします。
それでは、資料２「第３次飯塚市男女共同参画プラン（素案）」の４ページをお願いいたします。本プランは、本市における男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に進めるために策定するもので、男女共同参画社会基本法及び飯塚市男女共同参画推進条例に基づく本市の基本計画であるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画として位置づけるものでございます。
さらに今回、新たに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画としても位置づけることとしております。
このように、男女共同参画に関する本市の基本計画としての役割に加え、女性の活躍推進、ＤＶ被害者への支援、そして、困難な問題を抱える女性への支援に関する計画としての役割を併せて担うものとなっており、関連するこれらの計画を一体的に位置づけることで、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してまいります。
次に、計画期間についてです。計画期間は、令和９年度から令和１３年度までの５年間としております。計画の策定に当たりましては、市民意識調査及び女性の労働状況に関する事業所調査を実施し、市民や事業所における実態を把握するとともに、飯塚市男女共同参画推進委員会でのご審議をいただきながら、策定作業を進めております。今後は、本プランについて、１２月に市民意見募集を行い、お寄せいただいたご意見を整理・検討した上で、令和９年３月の策定を目指してまいります。
続いて、プラン全体の構成についてご説明いたします。本資料の表紙の次のページ「目次」をお願いいたします。本プランは４章で構成しており、第１章では、計画策定の趣旨、位置づけ、期間及び策定体制をお示しし、第２章では、市民意識調査や事業所調査の結果などを踏まえ、本市を取り巻く現状と課題を整理しております。なお、市民意識調査及び事業所調査につきましては、別途資料として提出させていただいております。また、第３章では、基本理念、基本目標、計画の体系及びＳＤＧｓとの関連をお示しし、第４章では、各基本目標の達成に向けた具体的な施策と、計画を推進するための体制を示しております。
このように、現状と課題を整理した上で、基本的な方向性を示し、具体的な施策や推進体制につなげる構成としております。

続きまして、資料１「第３次飯塚市男女共同参画プラン体系（案）比較表」により、体系の見直しや新たに位置づけた内容など現行プランからの主な変更点をご説明いたします。

今回の施策体系の見直しでは、これまでの取組を基本的に引き継ぎながら、それぞれの取組の位置づけや関係性がより分かりやすくなるよう整理しております。

この資料は、右側に現行プラン、左側に本プランを示した比較表でございます。表の見方につきましては、「赤枠」は主な変更部分、「オレンジ枠」は他の施策に整理、統合した項目、「紫枠」は新たに追加した項目を示しております。また、「矢印」は、現行プランの取組を本プランのどこに整理したかをお示ししております。

それでは、計画体系の主な見直しについて、赤枠部分を中心に４点ご説明させていただきます。

１点目は、「国際的視野に立った男女共同参画」の位置づけの見直しです。現行プランでは、「国際的視野に立った男女共同参画の推進」を独立した重点目標として位置づけておりましたが、本プランでは、国際理解や交流に関する取組は継承しつつ、これを独立した重点目標とはせず、基本目標１の「意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進」における施策の一つとして整理しております。

これは、国際的な視点を特定の分野に限るのではなく、「意識改革及び社会制度・慣行の見直し」の中で位置づけ、他の施策と連携し、ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくりを促進していくためでございます。

２点目は、基本目標３の名称と構成の見直しです。現行プランの基本目標３は、「男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり」としておりますが、本プランでは、「男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり」に改めております。

これは、地域全体のまちづくりという表現から、一人一人が安心して暮らせる生活環境や支援に、より焦点を当てるための見直しとなっております。本プランでは、暴力や人権侵害への対応、健康支援、困難を抱える人への支援、防災における男女共同参画を一体的に進めることとしております。

併せて、現行プランで基本目標３に位置づけておりました「（１）家庭における男女共同参画の促進」と「（２）地域社会への男女共同参画の促進」は、基本目標１へ移しております。

これは、家庭や地域における役割分担の見直しや男女共同参画の促進を、意識づくりと行動の変化を促す取組として整理したものです。

一方、防災については、安全・安心な暮らしを支える重要な取組であることから、引き続き基本目標３の重点目標に位置づけております。

このように、家庭や地域における意識づくりに関する取組は基本目標１に、安全・安心な暮らしを支える取組は基本目標３に整理しております。

３点目は、性の尊重と暴力の根絶に関する取組の整理です。現行プランでは、「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」を一つの重点目標として位置づけております。本プランでは、施策の目的をより明確にするため、これを「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」と「生涯を通じた健康支援」の２つに分けております。

ＤＶなどの暴力については、防止啓発、早期発見、相談体制及び被害者支援を明確に進める取組として位置づけております。

健康に関する取組については、性別やライフステージに応じた健康支援と、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する理解の促進として整理しております。

４点目は、様々な困難を抱える人への支援の充実です。本プランでは、紫の枠で囲んでおりますが、「様々な困難を抱える人への支援」を基本目標３の重点目標として位置づけております。併せて、本プランを困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画として位置づけることで、困難な問題を抱える女性への支援についても、プランに基づき総

合的に推進してまいります。
以上が、計画体系の主な変更点でございます。なお、今回の見直しにつきましては、現行プランの取組を基本的に引き継ぎながら、施策の整理・統合を行うとともに、女性の健康課題やこどもへの性暴力防止、困難な問題を抱える女性への支援など、新たな課題や法制度に対応した内容を追加・充実したものでございます。
今回は、計画体系の変更を中心にご説明いたしましたが、具体的な施策や取組内容につきましては、資料２「第３次飯塚市男女共同参画プラン（素案）」をご参照いただきますようお願いいたします。
以上で、第３次飯塚市男女共同参画プラン（素案）についての説明を終わります。
〇委員長
報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
（　質疑なし　）
質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
次に、「飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しスケジュールの変更について」、報告を求めます。
〇環境対策課長
一般廃棄物処理基本計画の見直しにつきましては、本年６月の当委員会において本計画の見直しスケジュールを報告しておりましたが、新たに市民意識調査等を実施し、スケジュールに一部変更が生じたことから報告するものです。
資料「飯塚市一般廃棄物処理基本計画の見直しに係る変更業務スケジュール」を御覧ください。なお、スケジュールの変更箇所のみを報告させていただきます。まず、「ごみ組成分析調査」の「調査の実施」期間の変更については、梅雨時期で雨天が続きましたことから、含有水分量への影響を考慮し変更したものでございます。
次に、本年７月中旬から８月初旬にかけて、本市のごみ処理に関する長期的な視点に立った基本的な方針を示す計画を見直すに当たり、市民の皆様の現在のごみの出し方等の意見を把握するために「一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する市民意識調査」を実施したものでございます。
また、新たなごみ分別方法を検討する目的で、医療機関等に対して「紙おむつ再資源化意向調査」を本年９月初旬から中旬にかけて行っております。この調査につきましては、紙おむつを使用しております市内の医療施設等１５８施設を対象に調査を実施したものです。調査内容としましては、１日当たりの紙おむつの使用枚数、排出及び保管方法等を調査し、１０５施設より回答を得ております。
加えまして、ふくおか県央環境広域施設組合が、関係市町と連携して、本年９月中旬から１０月下旬にかけて、無作為抽出しました２市１町管内の住民に対しアンケート調査を実施しております。
それぞれの調査結果を踏まえ「素案の作成」を行うことから、「ごみ減量化に向けた施策の検討」及び「ごみ減量化目標値の再設定」を１１月中旬までに、「素案の作成」につきましても１１月末までの作成予定と変更しております。それにより、当委員会への素案の報告につきましても１２月に変更とさせていただいております。
その後、パブリックコメント方式での「市民等からの意見聴取」を行い、その意見を参考にして「ごみ減量化目標値の再設定」を行った上で、一般廃棄物処理基本計画の見直しを進めていく予定としております。
なお、計画見直し後に、本委員会において再度報告させていただきたいと考えております。
以上で、一般廃棄物処理基本計画の見直しスケジュールの変更の報告を終わります。
〇委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
（　質疑なし　）
質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。